

国家戦略特区等提案様式

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等 の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
北海道河西郡更別村	スマート一次産業イノベーション特区	<p>○スマート一次産業イノベーション関連</p> <p>1.ロボット無人トラクターによる公道走行 2.管制システム実証実験(ドローン機体管理) 3.ドローン活用有害鳥獣駆除対策 4.ドローン活用による牛追いや技術の確立 5.大規模農業のドローンによる生産管理 6.林業ドローンセンシング技術確立 7.水中ドローンによる検査点検の無人化</p> <p>イノベーション技術の横展開事業関連</p> <p>8.捜索機能への活用(防災・福祉) 9.管制システムと遠隔医療×物資輸送の連結化 10.ドローン教育の実施 11.農業ドローンを災害用ドローンヘシフト 12.十勝スピードウェイを活用したドローンスポーツ</p> <p>ドローンを活用した様々な取組みを推進し、農林水産業IoT先進技術の確立と普及を目指す。</p> <p>○農業支援外国人受入関連</p> <p>1.最先端技術の早期実践導入に向けて外国人労働者確保 2.商工業、福祉関連分野への外国人労働者受入</p> <p>○農家への地域交通確保</p> <p>1.白タク事業の実施(タクシー不足解消)</p> <p>※詳細については、資料の事業構想を参照ください。</p>	<p>一次産業イノベーションによる効果について</p> <p>1.労働負担の軽減によって更なる農業の大規模化と農産品の質向上が図られる。 2.生産者の高齢化や後継者問題(跡継ぎ)の解消が図られる。 ・新規就農(後継者)への技術継承(データ化により感覚に頼らない) ・安定生産の確立(村内にも地域によるバラつき解消) ・生産性の向上(生産額向上)</p> <p>経済波及効果について</p> <p>農業IoT普及により粗生産高20%UPとして20億円。 10aあたりの労働時間短縮により人件費5万円として 110ha×5万円=0.5億円。 有害鳥獣被害対策により0.2億円。 経済波及効果(直接効果)となるが、更別村では農業で約21億円としている。 (十勝の粗生産額が現在約3,000億円、20%上昇すると600億円の増となる) 1次生産、2次生産誘発効果によって、6億円プラスとなり全体経済波及額は27億円と試算。 その他、試算では雇用者誘発人数で89名となり、外部人材流入となると対人口比約3%の増となる。</p> <p>社会効果について(イノベーション特区の活動によって)</p> <p>地域イメージブランド形成促進 地域への愛着、誇り醸成(住民評価は村の魅力として位置づけされる) 地域活動、産業活動の促進(研究成果を活用し産業活動を活性化させる土壌づくり) 総合的な地域活力の向上</p>	<p>ロボット農機は、ほ場内の作業等定められた目的のみに使用する。道路ではロボット農機を自動走行させない。監視が困難な気象環境、安全走行が困難なほ場条件の時は自動走行させない、としている。</p> <p>被牽引車輛は道路運送車両法における「型式認定を受けている」ということであります。 道路運送車両の被牽引車輛が公道を走行する装備を満たしていないと、違法車輛の走行となります。</p> <p>緊急時に必要な操作を行うために運転者席に乗車する者(以下「テストドライバー」という。)に加え、テストドライバー以外の者が実験車両に同乗して、当該者が自動走行システムの状態等を監視(モニター)することにより、周囲の道路交通状況を監視(モニター)するテストドライバーとの役割分担を行う。</p> <p>航空法第132条の2では、目視外飛行等を行う場合、人・物件の安全を損なうおそれがないことについて、国土交通大臣の承認を受けることとされ、同承認の基準では、補助員の配置が示されており、基準を満たすと許可される。</p> <p>航空法第132条の2では、目視外飛行等を行う場合について、国土省の飛行マニュアルでは目視外飛行と夜間飛行等の併用ができない。</p> <p>農業等の空中散布において、散布を行うために、農林水産航空協会では、機体の規格の随時変更不可とし、農業の制限、オペレーターから半径150m以内の飛行しか許可が下りていない。また、都道府県協議会への逐一報告義務がある。</p> <p>農業取締法において、農林水産省令・環境省令をもつて登録を受けている農業について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法等について農業を使用する者が遵守すべき基準を定めている。「(無人ヘリコプターによる散布)の登録のある農業を使用しなければならない」(殺菌剤は家庭で家ねずみを駆除する目的のものは薬事法で、農地で野ねずみを駆除目的のものは農業取締法で管理されています)</p> <p>無人航空機における携帯電話等の利用 について、携帯電話等事業者以外が免許申請できないとしている。(実用化試験局の免許人は携帯電話等事業者となり、携帯電話等事業者以外が免許申請を行うことができない)</p> <p>国家戦略特区区域内において、受け入れる事業。個人経営は保険は国保、法人経営は社保である。人手に困る小さな個人農家は受入できないこととなる。</p> <p>一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>農林水産省の農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン</p> <p>道路運送車両法(道路運送車両の保安基準) 道路交通法第85条4項</p> <p>警察庁の自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン</p> <p>航空法第九章 無人航空機 第百三十二条の二～三</p> <p>航空法第九章 無人航空機 第百三十二条の二～三 無人航空機飛行マニュアル</p> <p>(平成27年12月3日付け27消安第454号農林水産省消費・安全局長通知。 農林水産航空協会 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針</p> <p>農業取締法第2条 農業取締法第12条</p> <p>電波法関係審査基準</p> <p>国家戦略特別区域法第16条の5 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</p> <p>道路運送法第4条、第96条</p>	<p>ロボット無人トラクターによる公道走行テストにより、一次産業のIoT推進を図りたいことから、研究実証実験のための規制緩和を求める。近未来技術等社会実装事業では、遠隔地からの監視まで想定している。</p> <p>既存の被牽引車輛(スプレイヤー、プラウ、カルチ等)の殆んどは、型式認定を受けていない。農家の既存機械での公道走行はできません。(被牽引車輛を自走式の単独走行できるものへと機械の入れ替える。若しくは、被牽引車輛のすべてを型式認定する等の対応等が必要と考えます。)</p> <p>ロボット無人トラクターによる公道走行テストにより、一次産業のIoT推進を図りたいことから、研究実証実験のための規制緩和を求める。</p> <p>一次産業IoT推進のためにドローンによる様々な事業を予定していることから、事業実施のために安全体制の確保のための補助者の配置については、ジオフェンス等で安全が確保できれば免除できるよう緩和を求む。また、広大な土地を有しており、機体の管理によって安全の確保がされる検証を行いながら制度の見直しをする。</p> <p>一次産業IoT推進のためにドローンによる様々な事業を予定していることから、事業実施のために目視外飛行や夜間飛行、人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行、危険物輸送(農業)等の併用航行を緩和する。</p> <p>農業散布自動航行実証実験の実施のため、大規模農地での散布について実情に合わせた農業散布を実行できるよう緩和する。ドローンでの農業散布に関し、都道府県協議会への申請、農林水産航空協会への機体の申請の簡素化(例:窓ロー化等)ができるよう制度見直しを図る。</p> <p>空中散布等における無人航空機利用技術指導指針にも示されているが、農業取締法第12条により使用方法を登録された農業を使用する。トラクター(陸上)で使用できる農業とドローン(空中)散布できる農業が異なることから、陸上では散布できるドローンで使用したくても空中散布登録されていない農業が多く散布できない実情がある。「(空中散布用の農業の登録申請のための試験でなければ陸上散布農業を使用することはできない)となっている」また、空中散布登録までの期間が短縮できるよう制度改革をする。</p> <p>無人航空機における携帯電話等の利用について、スマートフォン等の高性能化による利用者が増えていることによって、ドローンでの活用が期待できる。よって、研究のため申請時における事業者以外でも利用ができるよう緩和する。陸上移動局電波の使用について、ドローンでも使用できるよう緩和をし、併せて、無線従事者資格の保有がなくても使用できるよう緩和をする。2.4GHzは、地上デジタル、携帯基地局電波等の干渉を受けやすい。</p> <p>農業支援外国人受入事業の活用は、国家戦略特区でのみ活用できる。全国的な規制の緩和が必要である。国家戦略特区認定区域外の市町村は、外国人技能実習制度の活用となるが、受入枠の制限や家族での受入不可、農家の健康保険の実態と合わせた加入になっていない等、導入へのハードルがある。</p> <p>更別村での公益通貨の農村地区等輸送事業(有償ボランティア)において、ガソリン代と任意の地域通貨の支払いしかできず人件費相当分を徴収できない。このため、事業の拡大が図れず赤字事業となってしまう、農村地域の地域交通の確保が難しい現状となってしまっている。</p>